

○財務省告示第十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百七
回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百号）第二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札と同時に行われる入

十二
初利
期子
利率

十四
第二
期以
後の
利子

十五
償還
期限
償還
金額
元利
支所
払場
参加
入札
者
払込
期日

年〇・二パーセント
平成二十五年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十九年十二月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年十二月二十日